

京都市告示第639号

児童福祉法第21条の5の24第1項第2号, 第3号, 第5号及び第6号の規定により,
次のとおり, 指定放課後等デイサービス事業者の指定を取り消します。

令和2年3月27日

京都市長 門川 大作

事業者の 名称	事業所の名称 及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社 Sirius	放課後等デイサ ービス だいち 2650900596	京都市伏見区向島鷹 場町104番地1	放課後等デイサ ービス	令和2年 4月30日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)